



# 長野県報

8月14日(木)  
平成15年  
(2003年)  
第1482号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関の指定（厚生課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関からのその業務を廃止する旨の届出（厚生課）	2
道路の供用開始（道路維持課）	2
道路の区域変更（3件）（道路維持課）	3
長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年長野県告示第139号）の一部改正（林政課）	4

### 公 告

表彰（広報広聴チーム）	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書等の縦覧（6件）（産業振興課）	5
一般競争入札（産業活性化・雇用創出推進局）	9
長野県都市計画公聴会の開催（4件）（都市計画課）	10

## 告 示

### 長野県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

#### 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	そうざ敬老園ヘルパーステーション	松本市大字惣社548番地	平成15年7月1日
訪問看護	医療法人秀栄会 医療法人矢嶋内科医院	小県郡丸子町大字上丸子328番地1 茅野市ちの3494番地	訪問看護ステーションしらゆり 医療法人矢嶋内科医院	小県郡丸子町大字上丸子328番地1 茅野市ちの3494番地	平成15年8月1日 "
訪問リハビリテーション	医療法人藤美会	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	介護老人保健施設すめらぎ	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	平成15年7月1日
居宅療養管理指導	医療法人矢嶋内科医院	茅野市ちの3494番地	医療法人矢嶋内科医院	茅野市ちの3494番地	平成15年8月1日
通所介護	社会福祉法人南信濃村社会福祉協議会 有限会社シルバーケアのぞみ	下伊那郡南信濃村和田1550番地 小諸市与良町3丁目4番17号	南信濃村デイサービスセンター デイサービスセンターのぞみ	下伊那郡南信濃村和田1550番地 小諸市甲字囁3731番地2	平成15年8月1日 "
短期入所療養介護	医療法人城西医療財団	松本市城西1丁目5番16号	神城醫院	北安曇郡白馬村大字神城字天神原22844番地	平成15年8月1日
福祉用具貸与	有限会社頑歩 有限会社シルバーケアのぞみ	松本市宮渕1丁目1番22号 小諸市与良町3丁目4番17号	有限会社頑歩 シルバーケアのぞみ	松本市宮渕1丁目1番22号 小諸市甲字囁3731番地2	平成15年8月1日 "

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社シルバーケアのぞみ	小諸市与良町3丁目4番17号	シルバーケアのぞみ	小諸市甲字囀3731番地2	平成15年8月1日

## 3 施設介護事業者

施設の種類	名 称	所 在 地	指定年月日
介護療養型医療施設	神城醫院	北安曇郡白馬村大字神城字天神原22844番地	平成15年8月1日

厚生課

**長野県告示第400号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問看護	矢嶋 哲 長野県厚生農業協同組合連合会	茅野市ちの3494番地 長野市大字南長野北石堂町1177番地3	矢嶋内科医院 訪問看護ステーションきしの	茅野市ちの3494番地 佐久市大字伴野1489番地	平成15年5月31日 平成15年4月30日
居宅療養管理指導	矢嶋 哲	茅野市ちの3494番地	矢嶋内科医院	茅野市ちの3494番地	平成15年5月31日
通所介護	南信農村長	下伊那郡南信農村和田1550番地	南信農村デイサービスセンター	下伊那郡南信農村和田1550番地	平成15年4月1日
福祉用具貸与	有限会社エスパワール	小諸市大字御影新田2744番地3	シルバーケアのぞみ	小諸市大字御影新田2744番地3	平成15年7月31日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社エスパワール 長野県厚生農業協同組合連合会	小諸市大字御影新田2744番地3 長野市大字南長野北石堂町1177番地3	シルバーケアのぞみ 訪問看護ステーションきしの	小諸市大字御影新田2744番地3 佐久市大字伴野1489番地	平成15年7月31日 平成15年4月30日

厚生課

**長野県告示第401号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路 線 名 扇沢大町線

(2) 供用を開始する区間

大町市大字平2117番の2地先から

大町市大字平2117番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年8月14日

2(1) 路 線 名 扇沢大町線

(2) 供用を開始する区間

大町市 箕川谷国有林20林班い地先から

大町市 箕川谷国有林520林班い地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年8月14日

道路維持課

**長野県告示第402号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 別所丸子線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字山田字北之沢795番地先から	旧	13.0～37.8	0.1443
上田市大字山田字北之沢251番の1地先まで		14.8～34.2	0.1204
同上	新	14.8～34.2	0.1204

道路維持課

**長野県告示第403号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡穂高町大字北穂高1662番の4地先から	旧	m	km
南安曇郡穂高町大字北穂高1662番の4地先まで		11.0～33.5	0.1583
同上	新	11.0～33.5	0.1583

道路維持課

**長野県告示第404号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年8月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

- (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 扇沢大町線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市大字平2117番の2地先から	旧	m	km
大町市大字平2117番の2地先まで		12.9～25.2	0.2184
同上	新	17.8～29.6	0.2199

- (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 扇沢大町線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
大町市 箕川谷国有林20林班い地先から 大町市 箕川谷国有林520林班い地先まで	旧	11.3~34.3	0.4170
同上	新	11.7~34.5	0.4148

道路維持課

**長野県告示第405号**

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年長野県告示第139号）の一部を次のように改正します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

第2第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 前号に掲げる者のほか、請負又は委託により森林整備業務を行う者（県内に本店又は主たる営業所を有する者に限る。）  
 (3) 前2号に掲げる者のほか、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者（県内に本店又は主たる営業所を有する者に限る。）  
 第5第1項第1号中「写し」の次に「（法人に限る。）」を加え、同項第3号を次のように改める。  
 (3) 法人にあっては、商業登記簿謄本、個人にあっては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書

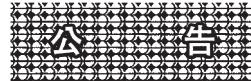
第9第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「合併」を「法人が合併」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「破産に」を「法人が破産に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 死亡したときは、その相続人  
 第10中「更埴市」を「千曲市」に改める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第10の改正規定は、平成15年9月1日から施行する。

林政課

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

平成15年8月7日表彰 栄誉賞

大日方 修

広報広聴チーム

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月14日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぬくもりの家

3 代表者の氏名

柳沢房枝

4 主たる事務所の所在地

大町市大字大町5700番地63

5 定款に記載された目的

この法人は、老人が安心して過ごせる地域密着型の小規模ディサービス施設を開設し、老人に対して介護サービス提供に関する事業を行い、人々の相互扶助的な努力関係に満ちた地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室